

鹿児島市新南部清掃工場
(ごみ焼却施設・バイオガス施設)
整備・運営事業

入札説明書等に対する質問への回答（第2回）

平成29年6月23日

鹿児島市

■入札説明書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	3	第2章	5	(6) ア (イ)	維持管理・運営に係る対価	電力広域的運営推進機関あるいは九州電力により電源接続案件募集プロセスが実施された場合、計画通りの工程で発電ができない可能性があります。(売電が予定通りできない。)この場合 運営委託料は協議していただけると解釈してよろしいでしょうか。	原則として、受電にかかる費用は全て事業者にて負担するものとなりますが、計画通りの工程で発電及び売電ができない場合、事業者の責でないことを明らかにした場合に限り協議に応じます。

■要求水準書【設計・建設業務編】に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
2	23	第1章	第9節	3	試運転及び運転指導に係る費用	電力広域的運営推進機関あるいは九州電力により電源接続案件募集プロセスが実施された場合、計画通りの工程で発電ができない可能性があります。(売電が予定通りできない。)この場合 試運転に係る新たに発生する経費は協議していただくと解釈してよろしいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答(第2回) No. 1を参照してください。
3	44	第1章	第14節	3-(2)-2)-⑤	施工基本条件	電波障害の対策工事について、入札説明書等に対する質問への回答(第1回) No. 28にて「現工場に係る対策が発生した場合については、・・・事象者の工事範囲となります。」とありますが、対策工事の方法については、貴市との協議により決定するものであり、請負者側で判断できません。よって、費用面含め実施設計時の協議事項という理解でよろしいでしょうか。	電波障害の調査の結果、現工場棟が障害となる場合は本工事の事業対象外とし、新工場棟で電波障害が発生する場合には、事業者の費用にて対策工事を行ってください。
4	180	第5章	第3節	4-(5)-3)-②	一般構造	「工場棟1階の床は、・・・床版厚は最低150mmとし、車載床は最低250mmとすること。」とありますが、車載床については、実施設計時の構造計画及び構造計算の結果により、適切な床版厚としてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

■要求水準書【維持管理・運營業務編】に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
5	5	第1章	第3節	13	災害発生時の協力	災害発生時の処理に係る費用については、変動費にて支払うものと記されていますが、応援人員を配置した場合の費用については、どのようにお考えでしょうか。	応援人員の配置については事業者の裁量に委ねますが、支払いについては搬入ごみ量による変動費のみとします。
6	5	第1章	第3節	16	保険	「ただし、事業者により、下記の火災保険の付保と同等と認められるその他保険設計等が提案された場合は、火災保険の付保に代わるものと認める。」とありますが、お認めになる時期は落札者決定後の協議においてという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を満たす場合に限り、お見込みのとおりです。
7	14	第4章	第5節	(4)	搬入管理	「搬入時において善良なる管理者の注意義務を尽くしても当該搬入禁止物を排除することが出来なかった場合、これを事業者が明らかにした場合に限り、事業者は、市が指定する場所へ搬入禁止物を運搬」と記されていますが、どちらへ運搬するのでしょうか。 また、運搬車両は貴市から貸与して頂けるのでしょうか。	運搬先は、南部清掃工場敷地内の指定場所を想定しています。なお、運搬車両は事業者にて用意してください。
8	21	第7章	第4節	(2)	金属類の有効利用	ごみ焼却施設から排出される金属類とは、搬入物に含まれるものの、修繕・補修・交換等で発生する金属類等の量を記録し、市へ報告するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
9	第14-1-4号様式				SPCの長期収支計画表	事業年度が平成33年度からとなっておりますが、事業開始前の年度を追加してもよろしいでしょうか。	SPCの長期収支計画を提案する上で必要な場合は、お見込みのとおりです。

■基本仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
10	7	第12条			損害賠償	二次損害及び間接損害についての免責規定の記載がありません。想定される免責対象についてご教示願います。 若しくは 内容については、落札事業者決定後の協議という解釈でよろしいでしょうか。	直接間接を問わず相当因果関係のある一切の損害となり、免責はありません。
11	8	第14条	3項		契約の終了	当社の責に帰すべき事由によらずして契約を解除された場合の損害賠償請求については、免責という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■建設工事請負仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
12	設計約款1	第3条	1項		業務工程表	工事約款及び設計約款にある「工程表」について、同一の工程表という解釈でよろしいでしょうか。 同一の場合、工事約款には「7日以内」設計約款には「14日以内」に提出という記載がありますが、どちらに準ずべきかご教示願います。	工程表については、同一の工程表と解釈してください。なお、提出期限は「7日以内」とします。契約書において修正します。
13	工事約款1	第3条	1項		工程表		
14	工事約款4	第24条	1項		請負代金額の変更方法	請負代金額の変更の式に記載のある「原請負代金額」と「原設計金額」の定義についてご教示下さい。「原設計金額」とは予定価格、「原請負代金額」とは落札額であるという理解でよろしいでしょうか。	請負代金額の変更方法については、発注者と受注者とが協議して定めることとし、その旨、契約書において修正します。

■運営委託仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
15	9	第23条	1項		業務の履行責任	「理由の如何を問わず．．．不完全履行を構成」との記載がありますが、当社の責でない場合は免責という解釈でよろしいでしょうか。	本契約に別段の定めがある場合は、その定めに従うこととなります。
16	9	第25条			損害賠償	二次損害及び間接損害についての免責規定の記載がありません。想定される免責対象についてご教示願います。 若しくは 内容については、落札事業者決定後の協議という解釈でよろしいでしょうか。	入札説明書等に対する質問への回答（第2回）No.10を参照してください。